

令和2年3月9日

各高齢者福祉施設・事業所運営事業者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課長

本市における新型コロナウイルス感染症にかかる
要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素より、施設・事業所等の適切な運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課より、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる入所者の安全性を確保するため、介護保険施設や病院等が外部との面会を禁止する等の措置がとられた場合は、当該施設等に入所している被保険者への認定調査の更新申請については、施設からの申出により12ヶ月まで延長できる旨の通知がありました。

ウイルス感染拡大防止の観点から、次のとおり具体的な取扱いを定めましたので、本市の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

別紙のとおり

(問い合わせ先)
大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課(認定グループ)
担当：神尾・幡山・川本
電話番号：06-4392-1727

1. 面会禁止等の措置を行う場合

(1) 施設等において面会禁止の判断をした場合

様式1「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い開始申出書（以下、「開始申出書」という。）」を福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（以下「認定グループ」という。）あて提出してください。

(2) 対象者の取扱い

既に更新申請を済ませている場合

- ア. 開始申出書と同時に「対象者リスト1（開始時）」を認定グループへ送付してください。
- イ. 認定グループでは、「対象者リスト1（開始時）」と当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認のうえ、有効期間を申出日から12ヵ月延長します。

更新申請を行う場合

- ア. 「対象者リスト2（更新申請時）」を作成し、認定グループあて提出してください。
- イ. 認定グループでは、「対象者リスト2（更新申請時）」と当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認のうえ、有効期間を申出日から12ヵ月延長します。

2. 面会禁止等の措置を終了する場合

- ・ 終了は基本的に施設等の判断によります。
- ・ 面会禁止等を解除する場合は、様式2「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い解除申出書」を事前に認定グループあて提出してください。

3. 新規・区分変更申請を行う方

- ・ 面会等の禁止の対象となった施設等においては、禁止期間の終了日まで認定調査が実施できません。
- ・ そのため、新規・区分変更申請で至急認定調査の必要がある対象者がいる場合、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、調査実施について各区訪問調査員室と別途調整を行ってください。

(注意)

今後、国の通知等により新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて取扱いの変更が想定されます。変更時は、大阪市ホームページへ掲載しますので、随時ご確認をお願いいたします。

(様式1)

令和2年 月 日

大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課長様

住所

施設名・事業所名

施設長・代表者氏名

印

(施設長印又は代表者印の押印)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱開始申出書

今般の新型コロナウイルスへの対応のため、次の施設・病院等内で入所者等との面会を禁止する措置を申し出ます。

記

1 面会等禁止施設・病院等

住所： _____

名称： _____

2 取扱開始日

令和2年 月 日から

3 対象者

別紙「対象者リスト1(開始時)」のとおり

4 連絡先

担当者： _____

電話番号： _____

本申請は施設ごとに申請してください。

届出先：大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ(担当：神尾・幡山・川本)
大阪市西成区出城2-5-20認定事務センター3階

電話：06-4392-1727

令和 年 月 日

住所

施設名・事業所名

施設長・代表者氏名

㊟

(担当者 :

連絡先 :

)

対象者リスト 2 (更新申請時)

施設名 :

	被保険者番号	氏名	申請日	申請区分	有効期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

本申請は施設ごとに申請してください。

届出先 : 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ (担当 : 神尾・幡山・川本)

大阪市西成区出城 2 - 5 - 20 認定事務センター 3階

電 話 : 06 - 4392 - 1727

対象者リスト1（開始時）

	被保険者番号	氏名	申請日	申請区分	有効期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(様式2)

令和2年 月 日

大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課長様

住所

施設名・事業所名

施設長・代表者氏名

(施設長印又は代表者印の押印)

印

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱解除申出書

次の施設・病院等内で入所者等との面会を禁止する措置の解除を申し出ます。

記

1 面会等禁止施設・病院等

住所： _____

名称： _____

2 面会等禁止解除日

令和2年 月 日(予定)

本申請は施設ごとに申請してください。

届出先：大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ(担当：神尾・幡山・川本)

大阪市西成区出城2-5-20認定事務センター3階

電話：06-4392-1727

事務連絡
令和2年2月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

TEL 03-5253-1111（内線 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）

令和2年2月18日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、当該取扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q 1 変更認定又は新規認定について、面会禁止となった施設や医療機関に入所等されている者から申請があった場合、どのように取り扱うべきか。

A 1 申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたい。このとき、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

Q 2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A 2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。
また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
TEL 03-5253-1111（内線 3945）
FAX 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mh.lw.go.jp